

犬山市産業振興基本条例

平成 30 年 9 月 28 日条例第 36 号

わたしたちのまち犬山市は、清流木曾川や東部に広がる丘陵、国宝犬山城やユネスコ無形文化遺産である犬山祭など、豊かな自然と歴史をあわせもつ観光都市として知られています。また、道路や鉄道などの整備により、農業が中心であった市の産業は、商業や工業に中心を移しながら発展し、高度成長期においては、名古屋大都市圏の拡大とともに、多くの新しい市民を迎え入れてきました。

産業の発展に伴い、その担い手である事業者は、事業活動を通じて就業機会を増大させるなど、地域経済を活性化させ、市の成長に大きく寄与してきました。なかでも、小規模企業者を含む中小企業者は、地域に根差した存在として、地域のまちづくりに重要な役割を果たしてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化による労働力不足や国内市場の縮小、経済活動のグローバル化による競争の激化などにより、事業者を取り巻く環境は大きく変化しており、小規模企業者、中小企業者においては、経営者の高齢化、後継者不足が深刻化しています。また、市の産業は、農業では担い手の減少、商業では消費の市外流出、工業では生産技術の継承が困難となるなど、様々な課題に直面しています。加えて、地球温暖化防止のための取組みや情報通信技術の進歩などにより産業構造が大きく転換しており、事業者にはこれまでの経済活動とは異なる視点からの対応が求められています。

これからも、地域が活力を持ち発展していくためには、この変化の中でチャンスをつかむための事業者自身の積極的な思考と行動に加え、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関、市民、市など、地域経済に携わるものが、地域における事業者の重要性を認識し、連携、協働して産業の振興に取り組むことが必要です。

地域が一丸となって産業の振興に取り組むことで、事業者と地域の絆を深め、地域資源の利活用の促進や将来に向けた循環型経済の形成、市民生活の向上、地域の発展につながり、魅力あふれる犬山を、次世代の若者たちに引き継いでいくことができるものと確信します。

ここに、地域経済に携わるものが果たすべき役割をはじめ、産業を振興する上での基本的事項などを明らかにし、犬山市全体で産業の振興に総合的かつ恒常的に取り組むため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、産業を振興する上での基本的事項などを明らかにし、犬山市全体で産業の振興に総合的かつ恒常的に取り組むことにより、地域の発展に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとします。

（1） 事業者 市内で、営利目的をもって事業を営む個人、団体及び法人をいいます。

（2） 中小企業者 事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律

第 154 号。以下「法」といいます。) 第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するものをいいます。

(3) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者に該当するものをいいます。

(4) 大企業者 事業者のうち、中小企業者以外のものをいいます。

(5) 産業関係団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）の規定に基づく商工会議所、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定に基づく農業協同組合、観光協会その他市内で事業者の支援及び産業の振興を行う団体及び法人をいいます。

(6) 金融機関 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）に規定する信用金庫その他金融業を営むもののうち、事業者と取引のあるものをいいます。

(7) 教育機関 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校及び大学その他研究機関をいいます。

(8) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいいます。

(9) 地域資源 市内に存在する次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 農林水産物又は鉱工業製品

イ 農林水産物又は鉱工業製品の生産に係る技術

ウ 文化財や景観、自然の景勝地、温泉その他の観光資源

エ 道路、鉄道、情報通信網その他の社会基盤

オ 太陽光、水力、風力その他の再生可能エネルギー

カ 人又は地域コミュニティ

キ その他事業活動に利用可能な自然的、経済的又は社会的な条件

(基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫、自助努力を基本とし、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関、市民、市などが連携、協働して推進するものとします。

2 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進するものとします。

3 産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとします。

(1) 地域資源の利活用を図ること。

(2) 産業を担う人材の育成及び確保を図ること。

(3) 事業承継のため、担い手の確保や後継者の育成を図ること。

(4) 地域における循環型経済の形成を図ること。

(5) 新たな産業分野への進出や創業など、起業意欲の醸成や挑戦しやすい環境の整備を図ること。

(6) 中小企業者の受注機会の増大を図ること。

4 次に掲げる分野の産業の振興は、当該各号に掲げる方針に基づき推進するものとします。

(1) 農業 消費者に安全で安心な農作物を提供するとともに、6次産業化や地産地消の推進などによる新たな需要の創出を図るこ

と。

(2) 商業 需要を的確に把握し、市民の消費生活を支えるとともに、交流の場の創出や魅力ある商業地の形成を図り、市外からの消費を呼び込むこと。

(3) 工業 生産性の向上やものづくりを支える技術者の育成に努め、既存の技術を活かした新たな分野への進出などにより、競争力の強化を図ること。

(4) 観光業 魅力ある情報を国内外に積極的に発信し、観光客を呼び込むとともに、観光資源の掘り起こしを図り、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図ること。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」といいます。）に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 経営資源や地域資源を有効に利活用し、経営基盤の強化、革新に努めること。

(2) 地域における役割を認識し、事業活動を通じて地域経済の活性化に努めること。

(3) 規模、分野などの枠を越えて相互に連携、協働に努めること。

(4) 地域における雇用の創出に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境その他労働環境の改善に努めること。

(5) 事業活動の発展のため、産業関係団体に積極的に参画し、利

活用するよう努めること。

- 2 事業者は、周辺生活環境との調和に配慮し、企業倫理に基づく健全な事業活動を行うものとします。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、前条に定める事業者の役割（以下「事業者の役割」といいます。）に加え、地域社会の一員として、まちづくりの推進を図る活動その他地域社会の発展に資する活動を行い、かつ、それらの活動に協力するよう努めるものとします。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、前条に定める中小企業者の役割に加え、地域の特色を活かした事業活動に取り組むとともに、地域住民として地域の活性化に貢献するよう努めるものとします。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、事業者の役割に加え、産業における中小企業者の重要性を認識し、積極的に中小企業者と連携、協力して事業活動を行うとともに、地域社会と良好な関係を保つよう努めるものとします。

(農業者の役割)

第8条 農業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとします。

- (1) 安全で安心な農作物の供給や情報発信に努めること。
- (2) 農地の持続的な利活用や保全に努めること。

(3) 6次産業化など、新たな価値の創出に努めること。

(商業者の役割)

第9条 商業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 商品、サービスの充実、質の向上に努めること。

(2) 魅力ある店舗づくりに努めること。

(3) 周囲の商業者と連携し、良好な商業環境の形成に努めること。

(工業者の役割)

第10条 工業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 魅力ある製品開発、生産性の向上に努めること。

(2) 技術力の向上を図り、競争力の強化に努めること。

(3) 専門的な技能などを引き継ぎ、次世代への継承に努めること。

(4) 工業者間の連携、協力により、積極的な情報収集と新たな発想によるものづくりに努めること。

(観光業者の役割)

第11条 観光業者（事業者のうち、主として市に来訪する観光客を対象として事業を営むものその他観光に関連する事業を営むものをいいます。）は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとします。

(1) 観光客の多様なニーズに対応しつつ、犬山らしい商品やサービスの提供に努めること。

(2) 観光業者間の連携により、観光客の満足度の向上に積極的な役割を果たし、何度も訪れたくなる犬山づくりに努めること。

(産業関係団体の役割)

第 12 条 産業関係団体は、基本方針に基づき、事業者の事業活動に対する支援を行うことにより、産業の振興に努め、地域産業の振興に関する施策や事業に協力し、自らの活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとします。

(金融機関の役割)

第 13 条 金融機関は、基本方針に基づき、資金提供、経営相談その他の方法により、事業者の事業活動や創業に対する支援を行い、地域産業の振興に関する施策や事業に協力するよう努めるものとします。

(教育機関の役割)

第 14 条 教育機関は、基本方針に基づき、人材の育成や産業に関する研究などを通じて、地域産業の振興に関する施策や事業に協力するよう努めるものとします。

(市民の役割)

第 15 条 市民は、基本方針に基づく自らの消費などの生活に関する行動が、地域経済の活性化や自身の生活の質の向上に寄与することについて理解を深め、地域における産業の振興への取組みに協力するよう努めるものとします。

(市の責務)

第 16 条 市は、基本方針に基づき、産業の総合的かつ恒常的な振興を

図るために、次に掲げる施策（以下「基本施策」といいます。）を実施します。

- （１） 農業、商業、工業、観光業などの地域産業の振興に関する施策
- （２） 農商工観などの産業分野の枠を越えた連携、交流の促進に関する施策
- （３） 事業者の経営基盤の強化に関する施策
- （４） 産業を担う人材の育成、雇用の確保に関する施策
- （５） 地域資源の利活用に関する施策
- （６） 事業承継や創業支援に関する施策
- （７） その他産業の振興に関する施策

２ 市は、基本施策の実施に当たっては、国や他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者、産業関係団体、金融機関、教育機関、市民などと連携、協働して取り組むものとします。

３ 市は、中小企業者が地域経済の活性化にとって重要であるという認識をもって基本施策を実施することとし、とりわけ、小規模企業者は経営資源の確保が困難であることに配慮するものとします。

４ 市は、基本施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとします。

（犬山市産業振興会議の設置）

第 17 条 市は、産業の振興に関する施策の検証や充実を図るため、犬山市産業振興会議を設置するものとします。

- 2 犬山市産業振興会議の運営などに関して必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。
(犬山市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 犬山市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 36 号）の一部を次のように改正します。

別表第 1 中犬山市産業振興基本条例検討委員会の項を削ります。

(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 17 号）の一部を次のように改正します。

別表中「産業振興基本条例検討委員会 委員」を「産業振興会議委員」に改めます。